

# 住宅建設等支援補助金のご案内

球磨村では令和2年7月豪雨からの生活再建、集落の復興及び流域において安全で安心して暮らすことのできる地域づくりを図るため、村内で住まいの再建をされる方や災害リスクの低い場所への移転、自宅の安全対策を行う方を支援する制度を創設しました。

具体的には、村内の災害リスクが低い場所に自宅を移転新築された方や自宅のかさ上げといった安全対策を実施された方へ**最大300万円**、修理・リフォームや新築（現地再建）された方へ**最大100万円**の補助金を交付するものです。

詳細については、改めてお知らせします。

## 1 補助金交付要件

- (1) 村内で住まいを再建すること（賃貸物件及び公営住宅への入居は除く）。
- (2) 令和2年7月豪雨により、罹災証明書の発行を受けていること。
- (3) 移転再建の場合、再建前の土地に建物を残さないこと。やむを得ず建物を残す場合は、その建物を居住の用に供しないこと。

## 2 対象となる再建方法及び補助金交付額の例 ※1

### (1) 村内再建と安全対策への支援

|        | ①災害リスクが低い場所への移転<br>⇒ <b>最大300万円を交付</b> ※2 | ②従前地での宅地かさ上げ等の安全対策<br>⇒ <b>最大300万円を交付</b> ※3 |
|--------|---|--|
| 安全対策あり |   |  |

### (2) 村内での住まいの再建支援

|        | ①新築（現地再建）<br>⇒ <b>最大100万円を交付</b> | ②修理（リフォーム）<br>⇒ <b>最大100万円を交付</b> |
|--------|----------------------------------|-----------------------------------|
| 安全対策なし |                                  |                                   |

※1 上記イラストは一例です。再建方法により補助金交付額が異なりますので、事前に役場へご相談ください。

※2 移転先の住居は新築・中古を問いません。

※3 その他安全対策の例【家屋のピロティ化、止水板・防護壁・屋根に逃げるための梯子・天窗付きロフトの設置】

### 3 補助金申請手続きの流れ

① 住宅の新築・移転・安全対策工事の完了

**【1】事前相談**

補助金交付対象となるかを確認しますので、補助金交付申請の前に役場へご相談ください。

② 必要書類等を準備して役場（総務課）へ申請

**【申請に必要な書類】**

- ①補助金交付申請書（役場窓口にてお渡しします）
- ②再建前の住宅位置図・配置図・現況写真等
- ③世帯全員の住民票の写し
- ④罹災証明書の写し
- ⑤工事内容が確認できる書類の写し（見積書・契約書・請求書等）
- ⑥再建後住宅の位置図・配置図・現況写真等（現地再建の場合、位置図は不要）
- ⑦安全対策箇所の写真（安全対策の場合）
- ⑧その他村長が必要と認める書類

**【2】既に再建された方**

既に再建が完了している方も申請可能ですので、役場へご相談ください。

**【3】申請受付開始日**

**令和4年8月1日（月）**

③ 現地・書類の審査

④ 交付決定通知

⑤ 補助金交付

### 4 注意事項

- (1) 自身の再建方法が補助対象にあたるものか事前にご相談ください。
- (2) 既に再建が完了した方も遡って申請することが可能ですので役場までご相談ください。
- (3) **公共工事補償または生活再建支援金（加算支援金）を受給しており、その受給額の総額が再建費用・安全対策費用の総額を上回る場合、補助金の交付対象となりません。**

なお、再建費用・安全対策費用の総額が公共工事補償及び生活再建支援金を上回る場合、その超過分に対し、補助金を交付します。

**【お問い合わせ先】**

球磨村役場 総務課

TEL:0966-32-1111